

誓約書及び同意書

一般財団法人 小池駿介 奨学基金 御中

私は、貴財団から奨学金を受けるにあたり、下記の各事項について規程及び規則を誠実に遵守することはもちろん、学業に励み身体を健康を維持し、善良な奨学生として行動することを、身元保証人と連署のうえ、誓約いたします。

また私は、個人情報保護法及び貴財団の定める個人情報保護に関する基本方針に基づき、選考過程及び採用後において、貴財団が私の個人情報を保有し、本奨学金に係る目的や生徒の生活支援に係る目的にのみ使用することに同意いたします。

《援助金使途》

- 1 奨学金を定めのある使途以外に使用しないこと。
- 2 貴財団の求めがあった場合に奨学金の使途について報告すること。

《異動届出》

次の各号の一に該当するに至った場合、直ちに本法人に届け出ること。

- 1 支援対象となる子が亡くなった時
- 2 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

《奨学金の休止、停止、廃止、返還》

次の各号の一に該当するに至った場合、奨学金の休止、停止、廃止、返還を諾すること。

- 1 偽りの申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき
- 2 奨学金を使途に定めるもの以外に使用した時
- 3 定められた期間までに入学をしなかったとき
- 4 奨学金使途の報告の求めに応じなかった場合
- 5 その他援助がふさわしくないと判断した場合

令和 年 月 日

奨学生 署名 _____ 印

身元保証人 署名 _____ 印

(注意事項)

- 1 身元保証人は、独立の生計を営む成年者とし、奨学生の修学に要する経費を負担するなど身元を保証できる者であること。
- 2 奨学生が未成年者であるときは、身元保証人は、奨学生の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））であること。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、身元保証人となることができないので、留意すること。
 - (1) 破産の宣告を受けて復権しない者
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人
 - (3) 公費の扶助を受けている者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者